

報告第 5 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について下記調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 3 年 2 月 1 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

損害賠償額決定調書

専決処分年月日	決 定 額	相 手 方	事 件 の 概 要
令和3年1月20日	276,870円	足立区青井 在住者	平成30年12月、足立区立青井中学校の部活動の際、誤って蹴りだされたサッカーボールによって、同校敷地に隣接する相手方住居の雨どいを破損させた。